

主要国の職務発明制度における大学に対する特別の規定の概要

※以下は、一般財団法人知的財産研究所による職務発明制度に関する調査研究報告書¹の中から、大学における職務発明に関する権利の取扱いや対価・報酬等を定めた規定に係る記載を抜粋し、その概要を記載したものである。

1. ドイツ

大学の職員の発明について、「従業者発明法」第 42 条に規定がある。なお、2002 年に従業者発明法第 42 条が改正され、いわゆる教授特権（大学教授、講師、研究助手による発明は自由発明）を廃止し、次のとおり規定している。

- ・発明者は、職務発明を原則 2 か月前に遅滞なく大学に提示していれば、それを公表する権利を有する（従業者発明法第 42 条第 1 項）。
- ・発明者は、教育及び研究の自由に基づいて職務発明の公表を拒絶する場合、その発明を大学に届け出る義務を負わない。他方、後で公表する意図がある場合、大学にその発明を遅滞なく届け出なければならない（同法同条第 2 項）。
- ・教育及び研究活動目的での職務発明の非独占的实施権は、発明者にとどまる（同法同条第 3 項）。
- ・大学が職務発明を利用した場合、発明者はこの利用により得られた収入の 30%を補償として受け取る（同法同条第 4 項）。

2. フランス

知的財産法に基づく知的財産規則第 R611-14-1 条において、同条の付録に規定する公共の教育・研究機関等の職員が職務発明をなした場合の「追加の報酬」（知的財産法第 L611-7 条）について、次のとおり規定している。

- ・「追加の報酬」は、公法人が当該発明より得られた生産品に係る報奨金及び当該特許に係る報奨金からなる（知的財産規則第 R611-14-1 条（I））。
- ・報奨金は、各発明について、公法人が当該発明により毎年受領するロイヤルティからの税引前収入から当該公法人が負担したすべての直接費用を控除し、当該発明に係る従業者の貢献度を表す係数を含めたものに基づいて算出される。発明者である各公務員に支払われる追加の報酬は、その基本額の 50%とする。報奨金として支払われるべき追加の報酬は毎年支払われるものとする（同規則同条（II））。
- ・特許に係る報奨金は、予め定めておくものとし、当該報奨金は、2 回に分けて支払われる。報奨金額の 20%に相当する 1 回目の支払を受ける権利は、最初の特許出願をもって開始する 1 年間の終了時に付与される。2 回目の支払を受ける権利は、使用ライセンス付与契約又は前記の特許の移転契約の締結時に付与される（同規則同条（III））。
- ・複数の発明者がいる場合の取扱い（同規則同条（IV））、退職者の取扱い（同規則同条（V））についても規定。

¹ 平成 25 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「企業等における特許法第 35 条の制度運用に係る課題及びその解決方法に関する調査研究報告書」（一般財団法人知的財産研究所、平成 26 年 2 月）

3. スイス

大学職員のなした職務発明については、例えばスイス連邦工科大学法第 36 条等に関連規定がある他、様々な大学の規則等にも職務発明に関連する規定がある。ここでは、スイス連邦工科大学法、スイス連邦工科大学における知的財産及び企業の参画に関する連邦工科大学評議会規則、及び、スイス連邦職業専門教育訓練法に基づくスイス連邦職業教育訓練大学規則を紹介する。

(1) スイス連邦工科大学の職員による知的財産の取扱い（職務発明も含む）

- ・ 職員が雇用契約における義務の履行を通じて創作した知的財産に関する権利（著作権を除く）は、連邦工科大学及び研究機関に帰属する（スイス連邦工科大学法第 36 条第 1 項）。
- ・ 前記第 1 項（及び第 2 項）における知的財産を創作した職員は、この知的財産の利用から生じた利益から相当の分配を受ける権利を有する（同法同条第 3 項）。
- ・ 連邦工科大学評議会は規則において、実施規定を定める（同法同条第 4 項）。
- ・ 知的財産を利用して得た利益の分配については、原則として、2/3 が連邦工科大学、1/3 が発明者に与えられる（スイス連邦工科大学における知的財産及び企業の参画に関する連邦工科大学評議会規則第 6 条第 1 項）。

(2) スイス連邦職業教育訓練大学の職員による知的財産の取扱い

- ・ 職員が雇用契約における義務の履行を通じて創作した知的財産に関する権利（著作権を除く）は連邦職業教育訓練大学に帰属する（スイス連邦職業教育訓練大学規則第 19 条第 1 項）。
- ・ 前記第 1 項（及び第 2 項）における知的財産を創作した職員は、知的財産権の利用から生じ得る利益の相当の分配が、発明者に与えられる（同規則同条第 3 項）。

4. 韓国

「高等教育法」第 3 条による国・公立学校の教職員の職務発明に関する権利の帰属や補償について、発明振興法第 10 条第 2 項及び第 15 条第 7 項に規定がある。

- ・ 「高等教育法」第 3 条による国・公立学校の教職員の職務発明に対する権利については、「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第 11 条第 1 項後段による専担組織（TLO）が承継し、専担組織が承継した国・公立学校教職員の職務発明に対する特許権等はその専担組織の所有とされる（発明振興法第 10 条第 2 項）。
- ・ 発明振興法第 10 条第 2 項によって国家や地方自治体がその権利を承継した場合には、正当な補償をしなければならない（発明振興法第 15 条第 7 項）。

（以上）